

令和7年2月14日  
消防局指導課

## 横浜市火災予防規則の一部改正について

### 1 趣旨

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基法施行令」という。）が一部改正され、大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化及び防耐火規制に係る別棟みなし規定が創設されたことを受け、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）が一部改正されました。このことにより、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定が改正され、当該規定の整理を行うため、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

### 2 改正の概要

建基法施行令、令及び省令の一部改正に伴い、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置又は変更に係る計画の届出について規定する規則第34条第3項で定める第21号様式その2を改正します。

### 3 意見公募手続

建基法施行令、令及び省令の一部改正に伴い、改正を行うものであるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号アの規定により、意見公募手続は行いませんでした。

### 4 公布・施行日

#### (1) 公布日

令和7年2月14日発行の横浜市報に登載して公布します。

#### (2) 施行日

公布日から施行します。